

緑の少年団活動支援事業(5)の場合のフロー図

- ① 県連盟は、緑の少年団に活動実績報告書の提出を依頼する。
- ② 各緑の少年団は、3月末日までに地区緑化推進協議会等に活動実績報告書を提出する。
- ③ 地区緑化推進協議会等は、各緑の少年団から提出された報告書を県連盟に進達する。
- ④ 県連盟は、交付確定通知書を各緑の少年団に送付する。
- ⑤ 各緑の少年団は、請求書を県連盟へ直接提出する。
- ⑥ 県連盟は、各緑の少年団へ交付金を交付する。

(別表3)

